

港まつり行事

昭和二十九年 度

期	日	行	事	摘	要
八月	一日	森山彌七郎翁墓前祭		午前十時より油川淨満寺に於て実施	自由参加
全		県下御詠歌大会		午後一時善知鳥神社より出発市内行進	
全		堤川模範模型飛行機大会		午前九時より堤川にて実施	
八月	二日	全國チンドン大会		午後一時より市内宣傳練行	
八月	三日	全		各 個 宣 傳	
八月二日～三日		廣告カーニバル		午後一時より市内練行	
全		青森県民謡手踊り大会		午前十時より善知鳥神社境内	雨天の際は公会堂
八月	四日	県下民藝大会		午前十時より善知鳥神社境内に於て十三の砂山踊り、小湊剣舞踊り、津軽獅子舞、八戸えんぶり等	綜合民藝大会を開催
八月	五日	花火大会		午後七時より防波堤にて実施	
全		ねぶた海上運行		午後七時より魚市場前より出発	
会期中		海の記念諸行事		会期中適宜開催	

八月五日	港まつりダンスパーティー	午後六時より公会堂大ホールで開催
会期中	ねぶた運行	四日夜連合運行、審査・五日昼連合運行
全	子供ねぶた運行	二日夜連合運行、審査
全	仮装コンクール	五日昼連合、審査
全	町内舞踊コンクール	三日夜審査
全	商店街對抗装飾コンクール	二日昼審査
全	照明コンクール	一日夜審査
全	藝妓手踊り大会	午前十時より市内巡行
全	ねぶた寫眞懸賞募集	動的なねぶた祭りの寫眞募集

昭和二十九年 度港まつりねぶた運行

子供ねぶた

八月二日夜

1. 集合時 午後六時
2. 集合整列地 先頭を国道税務署通り角として堤橋まで
3. 出発時 午後七時
4. ねぶた審査場 柳町交番北側
5. 巡路 国道を西進、柳町角より柳町東側柳町道路を北進、新町より青森驛前解散

一般ねぶた

八月四日夜

1. 集合時 午後五時
2. 集合整列地 先頭を国道税務署通りとして国道に整列  
子供ねぶたの一般ねぶたに参加する場合は子供ねぶたは  
税務署通り国道南側に整列



許可番号	ねぶたの名稱	運行者	責任者	電話番号			
二四	宝	船	橋本三島田爲時	五七六三			
二五	桃太郎鬼退治	消防第三分團	大町四丁目石岡三太郎	六〇九六			
二六	忠臣蔵兜改めの場	荒川青年團	川村鉄夫	五八六七			
二七	大森彦七と千早姫	東北電力青森營業所	寺町四五	五三三一			
二八	湧昇水鯉瀧鯉つかみの場	青森木材青年會	大町一四七	五七一七			
二九	浦島太郎	篠田町一五	大谷耕蔵	三七二九			
三〇	梅王松王桜丸の車引の場	消防第二分團	長島三七	井上峯三郎	六四六二		
三一	シヤングルの決死行	歌舞伎座	鹽町四八	鳴海哲彌	二八四〇		
三二	鞍馬天狗疾風八百八丁	東宝映畫	寺町八一	渡邊庄次	二四七〇		
三三	小野川喜三郎怪猫退治	南榮町青年會	南榮町七六五	小笠原光雄	五四二八		
三四	加藤清正虎退治	沖館有志	沖館小濱	阿部清彦郎	五一九六		
三五	村	上	義輝	佐々硝子工場	奥野二六七	石田茂郎	二四〇〇

此の田

子供ねぶた

許可番号	ねぶたの名稱	運行者	責任者	電話番号
三一	浦島太郎と龍宮城	田中捨次郎	米町五田中捨次郎	四六五九
三二	曾我の五郎	須藤繁美	仲三上町三六須藤繁美	二三〇一
三三	後藤又兵衛	石江少年團	新城村石井石塚武三	四五八七
三四	桶狭間の合戦	工藤博司	橋本二六〇工藤博司	
三五	福助	三浦年夫	沖館篠田七〇三浦年夫	七一五六
三六	港祭丸	関谷倉助	沖館小濱五二関谷倉助	四四〇二
三七	桃太郎と鬼	青森愛生園	新城村石江神橋雄	五一九二
三八	大黒様	川村柳吉	沖館篠田三八川村柳吉	三四二二

二八	若丸	青森観光協会	菊池正	二九〇三
----	----	--------	-----	------

許可 番号	ねぶたの 名稱	運 行 者	貢 任 者	電話 番号
三九	日本一の桃太郎	佐藤雅通	新城村石江 佐藤雅通	四五八七
二〇	鬼若丸	筒井少年團	佐藤 駿 三	
四一	浦島太郎	木村義衛	沖館小濱 三木村義衛	六一七四
四二	五条橋義経と辨慶	中村正義	橋本二一四 中村正義	五一八九
四三	岩見重太郎山賊退治	蛭名政衛	沖館新田町 蛭名政衛	三一四九
四四	恵比須の鯛釣り	山下小治郎	沖館篠田 山下小治郎	二一〇二
四五	牛若丸	柿崎長和	沖館小濱 一 柿崎長和	
四六		諸澤成元	沖館小濱 二 三 諸澤成元	
四七	金魚	蛭貝町少年團	蛭貝町 三六 泉澤由之助	三九〇八
四八	牛若丸と仙人	小田桐二六	市外石江 小田桐二六	
四九	一寸法師	千田正	野脇五四 千田 正	
五〇				
五一				
五二				

## ネブタ運行上の注意事項

- 一 ネブタ責任者について  
秩序を維持し運行の圓滑を期する爲個々のネブタについて、責任者を定め責任者は配置警察官と密接な連絡をとり組織的な運行の責に任ずるものとする
- 二 兇器等所持の禁止  
暴行斗争等の事故を防止するため各責任者は予め組員に對し斗争の用に供する虞れのある兇器棍棒等を所持せしめざる様徹底を期すること
- 三 運行時間の制限  
市内の自由運行は秩序を保持する観点から原則として午後十一時迄とする
- 四 運行に伴ふ諸車通行禁止  
団体運行當日（子供ネブタは八月二日、一設のネブタは四日、五日の兩日）の路線は運行終了迄状況により車馬の通行を禁止する  
この場合の運行区分は道路の中央とする
- 五 自由運行時の区分  
団体運行以外の自由運行の場合は原則として諸車の通行を禁止しない  
その場合は成るべく道路の左側を運行すること
- 六 ネブタ運行中は電線等を切斷しないや、責任者は組員を指導すること
- 七 各禁止道路の横斷を行う車輛に對しては固定配置警察官及びネブタ隨行警察官の指示に依り通行せしめるものとする。